

一般事業主行動計画

- 職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 【計画期間】 令和3年4月1日～令和7年3月31日

2. 【目 標】 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知に努めます。

3. 【内 容】

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や
情報提供を行う

対策：令和3年4月1日～ イン트라ネットによる従業員への周知

一般事業主行動計画

■女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 【計画期間】 令和3年5月1日～令和8年3月31日

2. 【目標①】 介護主任の女性の割合を30%以上にする。

<取組内容> 令和3年5月 介護主任候補の女性を選出する
令和3年5月～ 介護主任候補の女性を対象として研修に参加させる
令和4年1月 介護主任候補の女性の昇格について協議する
令和4年4月 昇格
以降、毎年1月・4月のタイミングで上記実施

【目標②】 労働者全体の残業時間を月平均280時間以内とする

<取組内容> 令和3年4月 昨年度の労働者全体の残業時間の把握
令和3年5月 残業時間の多い職種・雇用区分を特定、原因の追究
令和3年5月～ 原因の改善案を実行
令和4年4月 前年度の実績把握

女性の活躍に関する情報公表

【管理職に占める女性労働者の割合】 46%（令和2年12月31日現在）

【労働者の一月当たりの平均残業時間】 全体 1時間（令和2年1月～令和2年12月）